

別添「ご入会資格」

1. ご入会資格

- ・ お預かり資産の合計額が 1,000 万円以上等、所定の基準を満たした個人のお客様（ご本人様のみ）となります。

※ お預かり資産とは、円貨定期預金、外貨定期預金、投資信託、ワイエム証券の残高のことを指します。普通預金、生命保険、損害保険、公共債、遺言代用信託は対象外となります。

※ 円貨定期預金は財形預金、積立定期預金を含みます。

※ 外貨定期預金はお申込まいただいた日を基準日とし、基準日の為替レートを基に円換算した金額（円貨額）が採用されます。それにより、外貨定期預金は為替相場の変動の影響を受けるため、基準日の為替相場によっては円貨額の変動がございます。

※ 投資信託は「購入金額」と「お申込日時点での評価額」のどちらか高い方を採用します。

※ ワイエム証券における預かり資産については、ワイエム証券仲介口座残高のみが対象で、前月末日時点での評価額が対象となります。

※ ワイエム証券仲介口座とは、ワイエム証券で取り扱っている商品（取引）のご注文を当行がお預かりし、ワイエム証券へお取次ぎする（仲介する）ための口座を指します。

2. 注意点

- ①お預かり資産はすべて「同じ支店」であることが条件となります。

例) A 支店に定期預金 5 0 0 万円、

B 支店に投資信託 5 0 0 万円

預け入れている場合、合算はされず、入会資格を満たしません。

- ②同じ支店でも別々の口座は合算できない場合があります。(詳しくは営業店にお問い合わせください)

例) C 支店、口座番号〇〇〇〇〇〇〇〇に定期預金 5 0 0 万円

C 支店、口座番号△△△△△△△に定期預金 5 0 0 万円

預け入れている場合、合算されない場合があります、会員資格を満たさない場合があります。

3. 資格の有効期間

- ①会員資格は、当行所定の入会手続完了日から有効となります。

- ②会員資格は、当行所定の方法により、毎年7月末日を基準に見直しを行い、同年10月

別添「ご入会資格」

1日から翌年9月末日まで有効となります。ただし、会員申込初年度は、前項の会員資格有効日から翌年9月末日までとなります。

2023年8月18日現在